

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正
2	対象税目	(国税 17)(法人税:義) (地方税 15)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・ 拡充 ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
4	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年～平成 29 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。 平成 28 年度改正で一次差異等調整引当額について所要の措置が行われた。
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券
	① 政策目的及びその根拠	

			等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。
9	有効性等	① 適用数等	<p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末) 上場不動産投資法人 55 社(平成 28 年 7 月末) 上場不動産投資法人 58 社(平成 29 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 379,601 百万円(平成 27 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>
		② 減収額	-

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月